

「道標、案内図板その他公衆の利便に供するもの」について

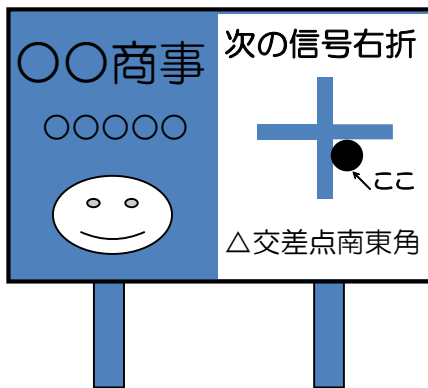
浜松市では屋外広告物条例及び同条例施行規則により、特別規制地域及び普通規制地域（100m規制地域）においては、一般広告物の表示・設置は禁止されています。ただし、「道標、案内図板その他公衆の利便に供するもの」については市長の許可を受けた上で表示・設置することができます。

本市では、「道標、案内図板その他公衆の利便に供するもの」の規定について実施細目を定めた浜松市屋外広告物道標、案内図板等に関する要綱を制定し、平成31年4月1日に施行しました。

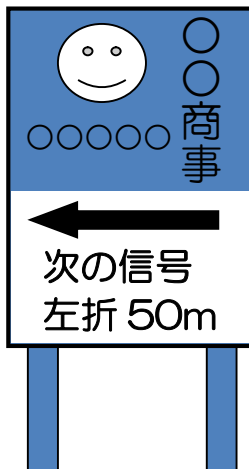
なお、現に許可を受けて表示・設置しているものについても、この要綱の施行後に変更又は改造する場合はこの要綱を適用するものとします。

○浜松市屋外広告物道標、案内図板等に関する要綱の概要

(例1)



(例2)



※ 記載の内容は要綱の一部です。
※ 掲出前に市長の許可が必要です。

意匠について

- 事業所、営業所、作業場等への案内誘導を目的に、表示し、または設置するものであること
- 事業所、営業所、作業所等を表示すること
- 事業所、営業所、作業所等に案内・誘導するために、①②の両方を表示すること
 - ①矢印又は方向（直進、右左折等）
 - ②距離、時間又は所在地を示す地図
- 表示された地図、矢印、距離などの面積（案内・誘導先の事業所、営業所、作業所等の名称は除く）が 1/3以上 であること
- 写真や絵などの面積合計が表示面積の 1/3以下 であり、写真や絵などに重ねて、地図、矢印、距離などを表示しないこと
- 電飾設備については、案内広告を直接照らすもの以外は使用不可
- 同一の事業所、営業所、作業所等への案内図板を複数設置する場合、相互間距離を 20m以上 とすること

構造について

- それぞれの表示ごとに、独立した構造であること

問い合わせ先

浜松市 土地政策課 景観広告グループ
〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2
TEL : 053-457-2344